

# 厚生年金「パート適用拡大」

## 有識者懇提言へ 事業所規模引き下げ

厚生労働省の有識者懇談会が、厚生年金のパートらへの適用拡大を求める提言をまとめたことが分かった。適用対象となる事業所の規模を、現在の「従業員501人以上」から引き下げよう促す。受け取る年金・低年金対策にもなるためだ。政府が新設する「全世代型社会保障検討会」でも適用拡大の方向で議論が進む見込みで、後押しする内容となっている。

経団連や連合など労使関係者らで構成する懇談会は、20日の会合で提言を発表する。社会保障審議会（厚労相の諮問機関）は提言を参考に、検討会議とも連携して具体的な引き下げラインを検討する。政府は来年の通常国会に関連法案を提出する方針。

いまの厚生年金への加入要件は、従業員501人以上の事業所で週20時間以上働き、月収8万8千円以上など。提言では、事業所規模の要件を緩和するよう求める。保険料は労使折半で払うため、中小企業の負担が重くなりすぎないように、「何らかの支援措置」を

### 適用拡大による影響は？

月収8万8千円で働く「第3号被保険者」のパートの場合

現在  
年金 保険料なし  
健康保険 保険料なし  
受け取る年金額は年約78万円  
健康保険は使える

適用拡大で「第3号被保険者」でなくなると…

厚生年金保険料 月8052円  
厚生年金に10年加入した場合、受け取る年金額は年約83万円  
保険料 月5117円  
健康保険は使える

社会保険労務士の伊東勝己さんの試算から

### 対象なら新たに保険料負担

適用拡大された場合、新たに対象になったパートらには保険料負担が生じる。

を払うことになる。

厚生年金に入る会社員に扶養されている配偶者は、自身が保険料を納めなくても、国民年金の「第3号被保険者」として国民年金を受け取れる。健康保険の保険料も払う必要がない。厚生労働省によると、女性の被保険者全体の3割弱、配偶者がいる女性の約半数が第3号被保険者だという。

社会保険労務士の伊東勝己さんの一定の仮定を置いた試算では、月収8万8千円の人が50歳で第3号被保険者から外れ、60歳まで働き続けた場合、新たに生じる保険料負担は厚生年金が月8052円、健康保険が月5117円で、年間で計約15万8千円となる。一方で、将来の年金は年約78万円から約5万4千円増えて約83万円になる。伊東さんは「手取り収入は減るが、老後の可処分所得が増える意義は大きい」と話す。

要件は、従業員501人以上の事業所で週20時間以上働き、月収8万8千円以上など。提言では、事業所規模の要件を緩和するよう求める。保険料は労使折半で払うため、中小企業の負担が重くなりすぎないように、「何らかの支援措置」を講じる必要性も指摘する。

一方、月収要件の引き下げには消極的な見解を示す。国民年金の加入者よりも軽い保険料負担で、年金が手厚くなりかねないことなどを理由に挙げる。

厚生労働省によると、月収8万8千円の人の場合、国民年金の保険料は月1万6千円だが、厚生年金なら労使折半で本人負担は月8千円に減る。国民年金に40年間加入した場合に受け取る年金は月6万5千円、厚生年金の場合は月8万3千円。

16%が働き方を変え、うち約5割が「厚生年金、健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう労働時間を延長、約4割が「厚生年金、健康保険が適用されないよう労働時間を短縮」と答えた。（山本恭介、久永隆一）

厚生年金の適用が従業員501人未満の事業所にも広がった場合、こうした職場に勤める月収8万8千円以上のパートらは第3号被保険者から外れ、自分で厚生年金や健康保険の保険料

労働政策研究・研修機構は、16、17年に今の適用要件に緩和された際の第3号被保険者の対心を調べた。約